

**新潟県病院局管理規程第5号**

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年9月27日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院の組織)</p> <p><b>第8条</b> 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規程にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>臨床部</p> <p>内科 神経内科 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 整形外科 脳神経外科 <u>形成外科</u> 頭頸部外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 <u>歯科口腔外科</u> 中央放射線部 中央内視鏡部 中央手術部 化学療法部</p> <p>(略)</p>	<p>(病院の組織)</p> <p><b>第8条</b> 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規程にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>臨床部</p> <p>内科 神経内科 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 整形外科 脳神経外科 頭頸部外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 <u>歯科口腔外科</u> 中央放射線部 中央内視鏡部 中央手術部 化学療法部</p> <p>(略)</p>

**附 則**

この規程は、平成25年10月1日から施行する。